

## シリーズ企画

# オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その25) ステップ・バイ・ステップで進んだ 北京市の屋内全面禁煙化

北九州市医師会広報委員会委員  
産業医科大学産業生態科学研究所  
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

本誌7月号で北京市の禁煙化の状況を簡単にレポートしました。先月号で紹介した厚生労働省「タバコ白書」の第3章の執筆のために諸外国の屋内禁煙法・条例の情報を集めていたところ、北京市の段階的な禁煙化の過程が分かる資料がインターネットで見つかりましたので紹介します。

図1は1995年の「北京市公共場所における喫煙禁止規定」です。簡体字ですが、読める部分も多いので、クイズ感覚で読んでみてください。第一条には「国民の身体の健康を保障するため、社会公德を提唱し、喫煙に起因する危害を減少させるため、国家の関連する法律・法規に準拠し、本市の現状を考慮し、本規定を制定する」と書かれています(当研究室による私訳)。第三条には、原則として喫煙が禁止される公共場所として、以下が挙げられています。この時点では、飲食店等のサービス産業は含まれていませんでした。

- ・ 医療施設の待合室、診療区域、病室
- ・ 託児所、幼稚園
- ・ 中、小学校
- ・ それ以外の教育施設
- ・ 会議室
- ・ 劇場、映画館、音楽堂
- ・ 体育館

- ・ 展示場
- ・ 博物館
- ・ 美術館
- ・ 図書館／室
- ・ 科学技術館

### 北京市公共場所禁止吸烟の規定

(1995年12月21日北京市第十届人民代表大会常务委员会第二十三次会议通过)

第一条 为了保障人民身体健康, 提倡社会公德, 减少吸烟造成的危害, 依据国家有关法律、法规的规定, 结合本市实际情况, 制定本规定。

第二条 本市公共場所禁止吸烟工作实行“限定場所、单位负责、加强引导、严格管理”的原则。

第三条 本市行政区域内禁止吸烟的公共場所:

(一) 医疗机构的候诊室、诊疗区和病房;

(二) 托儿所、幼儿园;

(三) 中、小学校;

(四) 除前项以外的各类学校的教学場所;

(五) 会议室;

(六) 影剧院、音乐厅、录像厅(室)、体育馆、展览馆、博物馆、美术馆、图书馆(室)、科技馆、档案馆、少年宫;

(七) 商店、金融业、邮电业的营业厅;

(八) 公共交通工具内及等候室、售票厅;

(九) 市人民政府确定的其他禁止吸烟的公共場所。

本条第(三)项、第(六)项规定的禁止吸烟的公共場所和第(八)项的等候室可以设定有明显标志的吸烟室(区)。

法律、法规另有规定的禁止吸烟場所, 依照有关规定执行。

第四条 机关、团体、企业、事业单位可以根据实际情况, 确定除第三条规定以外的单位内部的禁止吸烟場所, 并做好自身管理工作。

鼓励创建无吸烟单位。

第五条 全社会都应当支持公共場所禁止吸烟工作。

教育、文化、卫生、新闻、宣传等部门应当开展吸烟有害健康和公共場所禁止吸烟的宣传教育。

第六条 市和区、县爱国卫生运动委员会领导本行政区域内的公共場所禁止吸烟工作; 市和区、县爱国卫生运动委员会办公室负责本行政区域内的公共場所禁止吸烟的监督管理。

図1. 公共的場所での喫煙を禁止する北京市の規定(1995年)

- ・資料館
- ・少年センター
- ・商店、金融業、郵便局などの営業区域
- ・公共交通機関内、待合室、チケット売り場
- ・市が喫煙を禁止するその他の公共場所

2008年3月31日、つまり、北京オリンピック夏季競技大会が開催される直前のタイミングで図2のように条例が改定され、下記も禁煙化されました。

- ・路線バス、タクシー、列車
- ・公共交通機関の駅構内
- ・社会に開放された文化保護施設

この改定で、オリンピック大会に関連するスポーツ施設、そして、多くの外国人が訪れる紫禁城や万里の長城などの文化施設も禁煙化されました(図3)。

2008年の条例改定では、以下の3つの場所については、喫煙室や喫煙区域を設置し、それ以外を禁煙とするべきことも追加されています。

- ・レストラン、インターネットカフェなど(不特定多数の者が利用する)の営業区域
- ・公園、遊園地などの公共的施設

### 北京市公共场所禁止吸烟范围若干规定

第一条 为了保障人民身体健康，提倡社会公德，减少吸烟造成的危害，根据《北京市公共场所禁止吸烟的规定》，结合本市实际情况，制定本规定。

第二条 下列公共场所禁止吸烟：

- (一) 医疗机构的室内区域；
- (二) 托儿所、幼儿园；
- (三) 中、小学校，中等职业学校；
- (四) 高等学校和其他教育、培训机构的教学区域；
- (五) 影剧院、音乐厅、展览馆、博物馆、美术馆、图书馆、科技馆、档案馆、少年宫、纪念馆等科教、文化、艺术场所；
- (六) 商业、金融业、邮政业和电信业的营业厅；
- (七) 公共汽车、出租车、轨道交通等公共交通工具内及其售票厅、室内站台；

- (八) 对社会开放的文物保护单位；
- (九) 体育馆、健身房；
- (十) 健身场，体育场的比赛区和座席区。

第三条 下列公共场所可以设置吸烟室或者划定吸烟区，吸烟室或者吸烟区以外的区域禁止吸烟：

- (一) 餐饮、互联网上网服务营业场所等经营场所的服务区域；
- (二) 公园、游乐场等公共场所；
- (三) 飞机、火车、长途汽车等公共交通工具的等候室。

第四条 宾馆、旅店、招待所、培训中心、度假村等提供住宿休息服务的经营场所，应当按照规定设置无烟客房或者无烟楼层。

第五条 机关、团体、企业、事业单位的办公、会议等工作场所和食堂、通道、电梯、卫生间等内部公共场所禁止吸烟。

机关、团体、企业、事业单位可以根据实际情况，确定除前款规定以外的单位内部的禁止吸烟公共场所，并做好相关管理工作。

鼓励创建无烟单位。

第六条 按照本规定第三条的规定设置吸烟室或者划定吸烟区，应当遵守下列规定：

- (一) 符合消防安全要求；

図2. 禁煙とすべき場所を拡大した北京市条例の改定(2008年3月)

- ・飛行機、列車、長距離バス等の公共交通機関の待合室
- 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、受動喫煙を防止できない喫煙室は認めていませんが、「どこでも吸い放題」から一歩前進でした。

(25ページに続く)

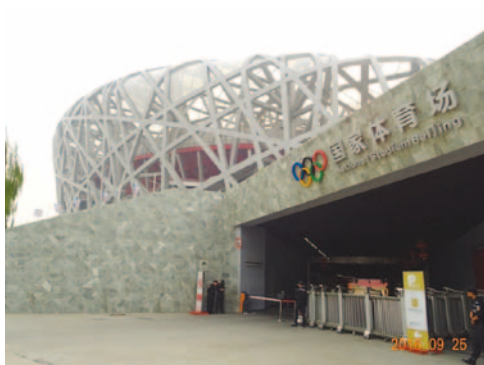


図3、広い敷地内、すべてが禁煙であったオリンピック公園(鳥の巣)

**北京市控制吸烟条例**

来源：北京日报 日期：2014-12-11 【字号 大 中 小】

---

北京市人民代表大会常务委员会公告

第8号

《北京市控制吸烟条例》已由北京市第十四届人民代表大会常务委员会第十五次会议于2014年11月28日通过，现予公布，自2015年6月1日起施行。

北京市第十四届人民代表大会常务委员会  
2014年11月28日

**北京市控制吸烟条例**

(2014年11月28日北京市第十四届人民代表大会常务委员会第十五次会议通过)

第一条 为了减少吸烟造成的危害，维护公众健康权益，创造良好公共环境，提高城市文明水平，根据有关法律、行政法规，结合本市实际情况，制定本条例。

中略

第九条 公共场所、工作场所的室内区域以及公共交通工具内禁止吸烟。

第十条 下列公共场所、工作场所的室外区域禁止吸烟：

- (一) 幼儿园、中小学校、少年宫、儿童福利机构等以未成年人为主要活动人群的场所；
- (二) 对社会开放的文物保护单位；
- (三) 体育场、健身场的比赛区和坐席区；
- (四) 妇幼保健机构、儿童医院。

市人民政府可以根据举办大型活动的需要，临时划定禁止吸烟的室外区域。

中略

第二十条 烟草制品销售者应当在销售场所的显著位置设置吸烟有害健康和向未成年人出售烟草制品的明显标识。

禁止烟草制品销售者从事下列行为：

- (一) 向未成年人出售烟草制品；
- (二) 在幼儿园、中小学校、少年宫及其周边100米内销售烟草制品；
- (三) 通过自动售货机或者移动通信、互联网等信息网络非法销售烟草制品。

第二十一条 禁止从事下列行为：

- (一) 利用广播、电影、电视、报纸、期刊、图书、音像制品、电子出版物、移动通信、互联网等大众传播媒介发布或者变相发布烟草广告；
- (二) 在公共场所和公共交通工具设置烟草广告；
- (三) 设置户外烟草广告；
- (四) 各种形式的烟草促销、冠名赞助活动。

图 4. レストラン等も全面禁煙とした北京市条例の再々改定(2014年11月公布、2015年6月施行)

そして、本年7月号で紹介したように2014年11月に再び改定され、2015年6月に施行された条例により、レストランも喫煙室・区域を認めない完全禁煙となったわけです（図4）。条例を訳すと次のようになります。

第一条 喫煙による危害を減少させること、公衆の健康権益を維持するため、良好な公共の環境を創造し、北京市の文化水準を高め、法律と行政法規に準拠し、本市の状況を考慮し、本条例を制定する。

中略

第九条 公共施設、職場の室内空間、交通機関内は全面禁煙

第十条 以下の公共施設は屋外も全面禁煙

1. 幼稚園、小中学校、子供福祉機構など未成年者が中心に活動する場所
2. 社会に開放された文化保護施設
3. 体育館・運動施設（試合区域と客席を含む）
4. 妊婦幼児保健機構、子ども病院

中略

第二十条 タバコ製品を販売する者は以下の行為を禁止する

1. 未成年者へのタバコ製品の販売
2. 幼稚園、小中学校、少年センターなどの周辺100メートル以内でのタバコ製品の販売
3. 自動販売機、インターネットなどによる違法なタバコ製品の販売

第二十一条 以下の行為を禁止する

- 1 ラジオ、映画、テレビ、新聞、雑誌、図書、音声製品、電子図書、インターネットなどの手段によるタバコに関連する直接的・間接的な広告
2. 公共施設と交通機関でのタバコの広告
3. 屋外のタバコ広告の設置
4. すべてのタバコ販売のイベントや賛助活動

中略

中略

9月23～25日、北京でアジア太平洋タバコ対策会議が開催されました。今年2度目の北京市の訪問で、どのレストランも、どのホテルも公共的な空間は屋内全面禁煙となっていることを改めて確認



図5. 北京市内のレストランは完全禁煙。禁煙マークの斜めの帯には、小さな文字で「本レストランは無煙レストラン。公共場所でタバコを吸わず、楽しく健康な毎日を」と書かれています

しました(図5)。

新しく都知事になった小池百合子氏は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてレストラン等の受動喫煙防止を強化する、とコメントしたことがYahoo!ニュースに掲載されておりました。

たばこのない五輪へ、  
小池知事が受動喫煙防止に前向き

東京都の小池百合子知事が8月9日、朝日新聞のインタビューに応じ、2020年東京五輪・パラリンピックに向けたたばこの受動喫煙防止について、「何らかの制度を主催都市の責任でやるべきだ」と述べ、前向きに取り組む考えを明らかにした。

2004年のアテネ五輪以降、開催都市が罰則付きの法令を定めるなどの対応をとっており、2010年には国際オリンピック委員会（IOC）と世界保健機関（WHO）は「たばこのない五輪」の推進で合意している。舛添要一前知事は受動喫煙防止条例の制定に当初前向きだったが、その後「国全体で検討して欲しい」として見送った経緯がある。

小池氏は「国際標準にあわせられるよう、どのような措置が一番いいのか検討する」とし、受動喫煙対策をとらない施設管理者を罰則付きで規制する新法を議論中の国との連携や都としての条例化など、今後方策を探るという。

この発言の後に発生した豊洲問題に注目が集まっておりますが、屋内を禁煙化する規制を後回しにすることなく、併行して解決していく都知事の力量に期待しています。